

環境省令第十四号

大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十六号）の施行に伴い、並びに大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十七条の三、第十七条の四第一項及び第二項（第十七条の五第二項及び第十七条の六第二項において準用する場合を含む。）、第十七条の五第一項、第十七条の六第一項、第十七条の十一、第二十三条第二項並びに第三十条の二の規定に基づき、並びに同法を実施するため、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年六月十日

環境大臣 小池百合子

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令

大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。
通商産業省

第九条の次に次の二条を加える。

（揮発性有機化合物排出施設の設置等の届出）

第九条の二 法第十七条の四第一項、第十七条の五第一項又は第十七条の六第一項の規定による届出は、様

式第二の二による届出書によつてしなければならない。

2 法第十七条の四第二項（法第十七条の五第二項及び第十七条の六第二項において準用する場合を含む）

（の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 揮発性有機化合物の排出の方法

二 揮発性有機化合物排出施設及び揮発性有機化合物の処理施設の設置場所

三 揮発性有機化合物の排出及び揮発性有機化合物の処理に係る操業の系統の概要

四 排出ガスの導管に排出ガスの測定箇所が設けられている場合は、その場所

五 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法

（揮発性有機化合物排出施設の設置等の届出に係る受理書）

第九条の三 都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法第十七条の四第一項、第十七条の五第一項又は第十七条の六第一項の届出を受理したときは、様式第二の三による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

第十一条中「第十一条（法）」の下に「第十七条の十二第二項及び」を加える。

第十二条中「第十二条第三項（法）」の下に「第十七条の十二第二項及び」を加える。

第十三条第二項中「ばい煙発生施設についての法の規定」の下に「、二以上の揮発性有機化合物排出施設についての法の規定」を、「当該二以上のばい煙発生施設」の下に「、揮発性有機化合物排出施設」を、「令別表第一」の下に「、令別表第一の二」を加える。

第十三条の二第一項中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 様式第二の二（別紙一及び別紙二を含む。）による届出書

第十五条の次に次の二条を加える。

（揮発性有機化合物の排出基準）

第十五条の二 法第十七条の三の規定による揮発性有機化合物に係る排出基準は、環境大臣が定める測定法により測定された揮発性有機化合物濃度が、排出ガス一立方メートルにつき、別表第五の二の中欄に掲げる施設の種類ごとに同表の下欄に掲げる揮発性有機化合物の量（炭素数が一の揮発性有機化合物の容量に換算したもの）であることとする。

(揮発性有機化合物濃度の測定)

第十五条の三 法第十七条の十一の規定による揮発性有機化合物濃度の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。

一 揮発性有機化合物濃度の測定は、環境大臣が定める測定法により、年二回以上(一年間につき継続して休止する期間(前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が六月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。))が六月以上の揮発性有機化合物排出施設に係る測定については、年一回以上)行うこと。

二 前号の測定の結果は、測定の年月日及び時刻、測定者、測定箇所、測定法並びに揮発性有機化合物排出施設の使用状況を明らかにして記録し、その記録を三年間保存すること。

第十七条第一項中「ばい煙排出者」の下に「又は揮発性有機化合物排出者」を、「ばい煙発生施設」の下に「又は揮発性有機化合物排出施設」を加え、同条第二項及び第三項中「ばい煙排出者」の下に「又は揮発性有機化合物排出者」を加える。

別表第五の次に次の一表を加える。

別表第五の二（第十五条の二関係）

<p>一 令別表第一の二の一の項に掲げる乾燥施設</p>	<p>六〇〇立方センチメートル</p>
<p>二 令別表第一の二の二の項に掲げる塗装施設のうち自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。）の製造の用に供するもの</p>	<p>四〇〇立方センチメートル</p>
<p>三 令別表第一の二の二の項に掲げる塗装施設のうち前項に掲げるもの以外のもの</p>	<p>七〇〇立方センチメートル</p>
<p>四 令別表第一の二の三の項に掲げる乾燥施設のうち木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するもの</p>	<p>一、〇〇〇立方センチメートル</p>
<p>五 令別表第一の二の三の項に掲げる乾燥施設のうち前項に掲げるもの以外のもの</p>	<p>六〇〇立方センチメートル</p>

六	令別表第一の二の四の項に掲げる乾燥施設	一、四〇〇立方センチメートル
七	令別表第一の二の五の項に掲げる乾燥施設	一、四〇〇立方センチメートル
八	令別表第一の二の六の項に掲げる乾燥施設	四〇〇立方センチメートル
九	令別表第一の二の七の項に掲げる乾燥施設	七〇〇立方センチメートル
十	令別表第一の二の八の項に掲げる洗浄施設	四〇〇立方センチメートル
十一	令別表第一の二の九の項に掲げる貯蔵タンク	六〇、〇〇〇立方センチメートル

様式第二の次に次の二様式を加える。

様式第 2 の 2

揮発性有機化合物排出施設設置（使用、変更）届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

届出者 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあつてはその代表者の 印
氏名

大気汚染防止法第17条の4第1項（第17条の5第1項、第17条の6第1項）の規定により、揮発性有機化合物排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		整理番号	
工場又は事業場の所在地		受理年月日	年 月 日
揮発性有機化合物排出施設の種類		施設番号	
揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法	別紙1のとおり。	審査結果	
揮発性有機化合物の処理の方法	別紙2のとおり。	備 考	

- 備考
- 1 揮発性有機化合物排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の2に掲げる項番号及び名称を記載すること。
 - 2 印の欄には、記載しないこと。
 - 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 5 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。
 - 6 排出ガスを処理施設において処理していない場合には、別紙2の届出は必要ない。

揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法

工場又は事業場における施設番号			
名 称 及 び 型 式			
設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
規 模	送風機の送風能力 (m ³ / h)		
	排風機の排風能力 (m ³ / h)		
	揮発性有機化合物が空気に接する面の面積 (m ²)		
	容 量 (k l)		
1日の使用時間及び月使用日数等		時間/回 時~日 日/月	時間/回 時~日 日/月
排 出 ガ ス 量 (N m ³ / h)			
使用する主な揮発性有機化合物の種類			
揮 発 性 有 機 化 合 物 濃 度 (容 量 比 p p m (炭 素 換 算))			
参 考 事 項			

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の2の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
- 3 揮発性有機化合物排出施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。
- 4 排出ガス量は、湿りガスであつて、最大のものを記載すること。
- 5 揮発性有機化合物排出施設が貯蔵タンクである場合には、排出ガス量の欄には記載しないこと。
- 6 揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。
- 7 揮発性有機化合物濃度は、揮発性有機化合物の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。
- 8 参考事項の欄には、揮発性有機化合物の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、揮発性有機化合物の排出の抑制のために採っている方法（排出ガスを処理施設において処理しているものを除く。）等を記載すること。

揮発性有機化合物の処理の方法

揮発性有機化合物の処理施設の工場又は事業場における施設番号			
処理に係る揮発性有機化合物排出施設の工場又は事業場における施設番号			
揮発性有機化合物の処理施設の種類、名称及び型式			
設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
処 理 能 力	排 出 ガ ス 量 (N m ³ / h)		
	揮 発 性 有 機 化 合 物 濃 度 (容 量 比 p p m (炭 素 換 算))	処 理 前	
		処 理 後	
	処 理 効 率 (%)		

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 排出ガス量は、湿りガスであつて、最大のものを記載すること。
- 3 揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。
- 4 揮発性有機化合物の処理施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

受 理 書

第 号
年 月 日

殿

都道府県知事 印
市 長

年 月 日次の届出書を受理しました。

届 出 の 根 拠	大気汚染防止法第17条の4第1項（第17条の5第1項、第17条の6第1項）
届 出 の 内 容	揮発性有機化合物排出施設の設置（揮発性有機化合物排出施設の使用、揮発性有機化合物排出施設の構造の変更、揮発性有機化合物排出施設の使用の方法の変更、揮発性有機化合物の処理の方法の変更）
届出に係る揮発性有機化合物排出施設の種類	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第四中「第11条（）」のトド「第17条の12第2項及び」を加える。

様式第五中「ばい煙発生施設（）」のトド「揮発性有機化合物排出施設、」を「第11条（）」のトド「第17条の12第2項及び」を加える。

様式第六中「ばい煙発生施設（）」のトド「揮発性有機化合物排出施設、」を「第12条第3項（）」のトド「第17条の12第2項及び」を加える。

様式第八中「に設置している者」のトド「、揮発性有機化合物排出施設を設置している者」を、「事故の状況」のトド「、揮発性有機化合物排出施設の状態」を、「ばい煙処理施設、特定施設」のトド「、揮発性有機化合物排出施設」を加える。

附 則

- 1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の日において現に設置されている別表第五の二の中欄に掲げる施設（設置の工事が着手されているものを含む。）については、第十五条の二の規定は、この省令の施行の日から平成二十二年三月三十一日まででは適用しない。

3 この省令の施行の日において現に設置されている別表第五の二の二の項の中欄に掲げる施設（設置の工事が着手されているものを含む。）に係る同項の規定の適用については、同項の下欄に掲げる揮発性有機化合物の量は、平成二十二年四月一日から当分の間、七〇〇立方センチメートルとする。

4 この省令の施行の日において現に設置されている別表第五の二の十一の項の中欄に掲げる施設（設置の工事が着手されているものを含む。）については、第十五条の二の規定は、平成二十二年四月一日から当分の間、容量が二、〇〇〇キロリットル以上のものについて適用する。